

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第3回理事会 (決議省略) 議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 給与規程別表の承認に関する件

別添1の通り、給与規程第12条(基本給)、第13条(専門職手当)および第24条第1項(賞与)における具体的な金額を定める。

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長(代表理事) 二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2018年9月20日(木)

4. 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

指定活用団体の指定申請のための提出書類である「業務実施計画」および「準備行為実施計画」について

第2回理事会にて概要を説明し、承認を得た上記両計画について、別添2および別添3の通り、詳細版を示す。指定活用団体への指定申請には、概要説明資料とあわせて上記文書を提出する予定である。

5. 理事会への報告を要しないものとされた日

2018年9月19日(水)

6. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長(代表理事) 二宮 雅也

2018年9月19日(水)、理事長 二宮雅也が理事および監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項および理事会に報告すべき事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2018年9月20日(木)午後6時までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第44条および理事会規則第10条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。また、上記提案書の発送による通知を行ったので、当機構定款第45条および理事会規則第11条に定める「報告の省略」の規定に基づき、当該事項を理事会に報告することを要しないものとされた。

